

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
規制の名称	林業種苗法に基づく生産事業者の登録等の特例
規制の区分	緩和
担当部局	林野庁 森林整備部 整備課
評価実施時期	令和2年7月～12月
事前評価時の想定との比較	【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価時点では、京都議定書の第2約束期間の最終年（令和2年度）における温室効果ガス削減の自主目標を立てることが国際的に合意されており、間伐等の実施による森林吸収源を確保することに加え、主伐後の再生林に従来と比較して成長に優れた種苗を用いることで、将来の森林による二酸化炭素吸収作用の強化が図られることから、これら成長に優れた種苗を大量に生産できる体制を早急に整えることが必要であった。 現在、平成28年に発効した地球温暖化に関するパリ協定において、各国が温室効果ガスの削減目標を立てて対応していくことが国際約束となっており、課題を取り巻く状況について変化は生じていない。 【事前評価時におけるベースラインの検証】 改正を行わなかった場合のベースラインとして、特定増殖事業を実施しようとする者がその特定増殖事業計画について都道府県知事の認定を受けていても、以下の（１）及び（２）の状況が生じると想定した。 （１）林業種苗法に基づく生産事業者（以下「生産事業者」という）として登録されていない者については、都道府県知事による登録を受ける必要があり、生産者登録申請書の作成に係る費用、事務等が生じる。また、生産事業者として登録されている者が特定増殖事業を実施する場合でも登録内容の変更が生じる者については変更の届出を行う必要があり、手続きに伴う費用等が発生する。 （２）地域森林計画の対象民有林の立木を伐採し、その跡地に成長に優れた種苗の特定母樹を植栽しようとする場合、市町村の長への伐採の届出を行う必要がある。 ベースラインについては現在も変化が生じていない。

		【必要性の検証】 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は発現しておらず、特定増殖事業を行う者について生産事業者登録の特例や伐採届の特例に関する重要性は変わらない。
直接的な費用の把握		
	遵守費用	本措置は、林業種苗法及び森林法に基づく手続きを緩和する例外を定め、特定増殖事業計画認定と重複した手続きを解消するものであり、この緩和措置によって追加で法令等の遵守を求めることはない。また、採種穂園及びその周辺の森林の管理については、通常の採種穂園管理業務における巡視によって確認が可能であることから、追加の遵守費用は想定されず、実際に発生していない。
	行政費用	本措置は、林業種苗法及び森林法に基づく手続きを緩和するための例外を定め、特定増殖事業計画認定との重複する手続きを解消することで行政手続きの増大を防いでおり、追加で必要となる作業や行政上の費用は発生していない。また、採種穂園及びその周辺の森林の状況の把握については、通常の林業種苗法や森林法における業務で実施される巡視によって対応可能であることから、この措置による追加的な巡視、管理等の行政上の費用は発生していない。
直接的な効果(便益)の把握		【効果（定量化）の把握】 〔特例の適用件数（実績）〕 平成 25 年から令和元年の 7 年間の実績は以下のとおりである。 ・ 林業種苗法に基づく生産事業者登録の特例：19 件 ・ 林業種苗法に基づく変更届の特例：4 件 ・ 森林法に基づく伐採届の特例：0 件 【便益（金銭価値化）の把握】 （１）林業種苗法に基づく生産事業者登録の特例：20,400 円（各都道府県における平均的な登録手数料 6,400 円＋平均的な講習会の受講料 14,000 円）

	(2) 林業種苗法に基づく変更届の特例：3,500 円（各都道府県における平均的な変更の届出による書替交付料） 上記金額適用件数に乗じて算定すると、 ・生産事業登録の特例：19 件×20,400 円＝38.8 万円 ・登録内容変更届の特例：4 件×3,500 円＝1.4 万円 となり、便益は 40.2 万円と算定された。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	規制の緩和により種苗の生産体制整備が促進され、平成 30 年時点で特定母樹由来苗木が 240 万本出荷されるなど、成長に優れた苗木の出荷が促進されている。また、事前評価時に意図していなかった負の影響については発生していない。
考察	当該規制緩和に伴う新たな費用は発生していない。一方、便益については生産事業者の登録の申請等の書類の作成・申請等の手間及び登録等に係る費用が不要となり 40.2 万円の効果があった。 当該措置は特別措置法により令和 2 年度までは手当てされているが、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化していく重要性は変わっておらず、引き続き本措置の実施が望まれる。
備考	